

第 2 1 期 第 1 8 回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和 6 年 7 月 2 6 日（金） 1 4 : 0 0 から

場 所 佐賀県佐賀市堀川町 1 — 1

佐賀県市町会館小会議室（2 階）

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（1）張網による許可方針（案）について（諮問）

P 3 ～ 1 1

（2）第 5 種共同漁業権の遊漁規則変更認可について（諮問）

P 1 2 ～ 3 5

（3）その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委 員	有吉	敏和	様
委 員	坂本	兼吾	様
委 員	中村	さやか	様
委 員	藤村	美穂	様
委 員	青木	正敏	様
委 員	田中	和宏	様
委 員	草野	剛	様
委 員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長	江口	泰蔵
副事務局長	木原	康治

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係 長	伊藤	毅史
主 事	江頭	千優

水産第1764号
令和6年7月22日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥



張網による許可方針（案）について（諮問）

張網による採捕につきましては、令和5年12月30日で許可の有効期間が満了して
います。

ついては、張網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定
めることについて、佐賀県漁業調整規則第33号第5項の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

張網による採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

張網（ふくろ網を含む。）による水産動植物の採捕

2 許可の対象

- (1) 令和5年12月30日現在に、張網による採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合
- ② 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

- (2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ② 暴力団員等であること。
- ③ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

3 採捕の区域

塩田川

4 採捕の期間

令和6年9月25日から令和6年12月30日まで

5 許可の有効期間

許可の日から令和6年12月30日まで

6 条件

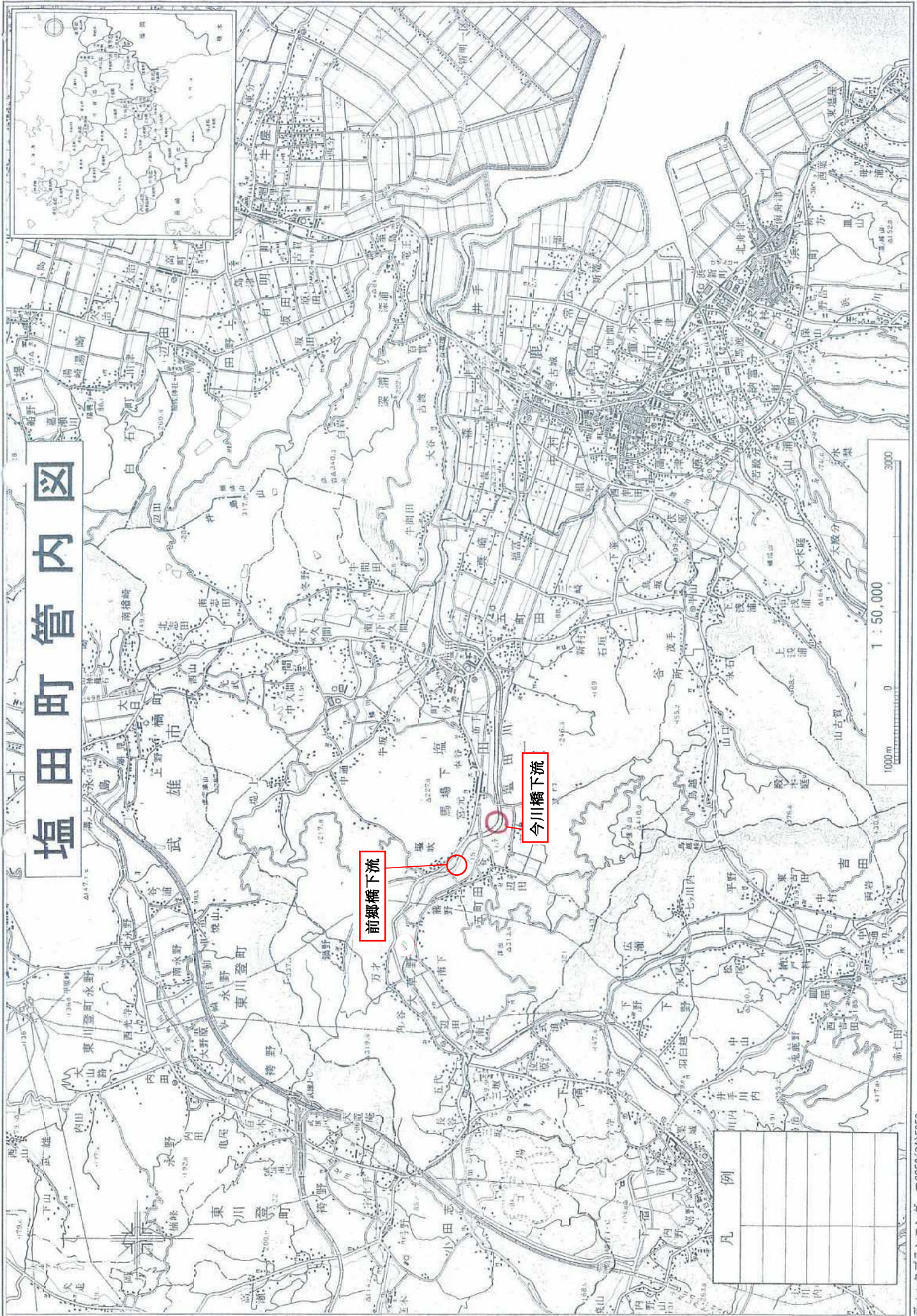
- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。
- (3) 設置する漁具は1統に限る。
- (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。
- (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2cm以上）でなければならない。
- (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。
- (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和6年 月 日から施行する。



「この地図は、建設大臣土地院長の承認を得て、測量法第57条の1第2項の規定に基づき作成されたものである。(承認番号 平10九第 第27号)」

令和5年度張網(ふくろ網)
採捕許可台帳

年度	許可番号	氏名又は名称	住 所	採 捕 の 場 所	条 件								漁獲対象
					操業期間		有効期間						
	(許可月日)				自	至	自	至					
5	7001				令和5年 9月25日	令和5年 12月30日	令和5年 9月25日	令和5年 12月30日	ウナギ モクズガニ				
	(R5.9.8)	式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る 間のうち今川橋下流			(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1網に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目よ16節以下(目合い20cm以上)でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときは、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。								
5	7002				令和5年 9月25日	令和5年 12月30日	令和5年 9月25日	令和5年 12月30日	ウナギ モクズガニ				
	(R5.9.8)	式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る 間のうち唐泉橋下流			(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1網に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目よ16節以下(目合い20cm以上)でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときは、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。								

○令和5年度張網（ふくろ網）採捕許可者の令和4年度採捕実績一覧									
許可番号	氏名	網設置日数（単位：日）					魚種別漁獲量（単位：匹）		
		9月	10月	11月	12月	合計	ウナギ	モクズガニ	その他
7001		0	0	0	0	0	0	0	0
7002		0	31	30	31	92	5	65	0
						R3実績	8	85	0

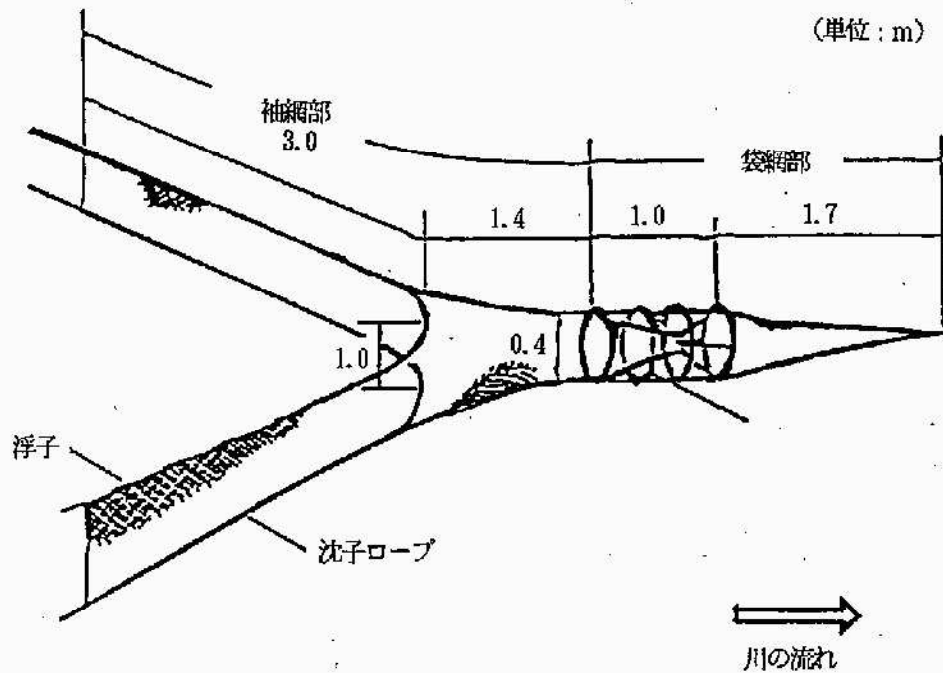
○令和5年度嬉野市放流実績（参考）

令和5年度 放流実績					
日時	時間	場所	実施者	放流（対象）	放流量（kg）
2023/6/7	10:00～10:30	蛭橋周辺	・大草野コミュニティ ・大草野小1年生14名 ・和光幼稚園年長9名	ウナギ	8.3
2023/6/22	10:30～11:30	八幡神社周辺	・久間コミュニティ ・久間小4年生28名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0
2023/6/29	14:00～15:00	轟小学校前	・轟・大野原コミュニティ ・轟小1年生17名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0
2023/7/11	9:30～10:30	谷所分校前	・五町田コミュニティ ・五町田小1、2年生5名 ・五町田小4年生35名	ウナギ	5.0
				モクズガニ	20.0
2023/7/12	14:00～15:00	塩田小学校前水路	・塩田コミュニティ ・塩田小4年生17名	ウナギ	6.3
				モクズガニ	10.0
2023/7/25	10:00～11:00	岩ノ下 横竹ダム手前の旧道	・吉田コミュニティ ・吉田保育園年長22名	ウナギ	7.1
				モクズガニ	6.0

漁具・漁法の名称：張 網

漁 具 の 構 造：袖網及び袋網から成り、途中に竹の枠と反しが付いている。

網目：1 cm（目合：2 cm）



漁 法：両袖を付けた網筥で網の入口を河川の下流に向かって敷設し、河川を下るかにやうな
ぎを捕る。

袖網の代わりに栗石を置く場合もある。

漁 期：9月～11月

対 象 魚：もくずがに、うなぎ

主な河川又は湖沼：塩田川

地方名称及び由来：ふくろ網

佐賀県漁業調整規則（抜粋）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4) 許可の有効期間

(5) 条件

(6) その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

内水面採捕一許可状況（R 6 . 2 . 5 現在）※現在許可があるものに色付け

採捕の種類 (第 33 条)	期 間		許可方針 (施行年月日)	許可数 (定数)		委員会 審議月
(1) やな	1 年 R6. 2. 10～R6. 4. 20		○ R5. 12. 13	1 名		12 月
(2) 魚ぜき				—		—
(3) 建網 (建切網、建干網及び 張切網を含む。)	3 年 R5. 2. 1～R8. 1. 31		○ R4. 12. 14	1 名		12 月 (3 年毎)
(4) 流刺網	1 年 R5. 5. 1～R5. 7. 20		○ R5. 3. 2	89 名 (137)		2 月
(5) 張網 (ふくろ網を含む。)	1 年 R5. 9. 25～R5. 12. 30		○ R5. 8. 4	2 名		7 月
(6) よせ網 (地びき網を含む。)	3 年 R5. 10. 1～R8. 4. 15		○ R5. 8. 7	3 名 (15)		7 月 (3 年毎)
(7) すっぽん釜	3 年 H29. 4. 1～R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年毎)
(8) 鉾 (すっぽんをとるこ とを目的とする場合 に限る。)	3 年 H29. 4. 1～R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年毎)
(9) 投網 (船舶を使用する場 合に限る。)			○ 20. 5. 26	—		—
(10) う使 (う飼)				—		—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3 年より短い許可の有効期間を定めるとき（第 33 条第 5 項）は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

水産第1769号
令和6年7月22日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥



第5種共同漁業権の遊漁規則変更認可について（諮問）

漁業法第170条第3項の規定により、古湯地区漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありました。

ついては、同法第170条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課：江頭）

令和6年7月23日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市富士町大字古湯797番地
古湯地区漁業協同組合
代表理事組合長 岸川 信義

漁業権遊漁規則変更認可申請書

内共第1号に係る漁業権について、別添のとおり古湯地区漁業協同組合第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので関係書類を添えて申請します。

1. 変更の理由

遊漁料の納付場所及び納付方法の追加により、遊漁規則第7条第2項の規定を変更するため。

2. 関係書類

古湯地区漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則
新旧対照表
総会議事録の謄本

遊漁規則の一部変更に伴う新旧対照表

改正後	改正前
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略) (1) (略) 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしてはならない。 ただし、手釣竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 佐賀市富士町大字古湯「中島商店」、「やつだ屋」、「(一社) 古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟」 佐賀市開成六丁目12-35「つり具のまるきん佐賀店」 <u>電子遊漁券の場合における「オンライン振込」</u>	(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略) (1) (略) 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしてはならない。 ただし、手釣竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 佐賀市富士町大字古湯「中島商店」、「やつだ屋」、「(一社) 古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟」
附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。	附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。